

第 6 号様式

随意契約について

公表年月日	令和 8 年 7 月 1 日
担 当 課	障害福祉課

契約業者名・住所	千葉県松戸市松戸 1 2 9 2 - 1 シティハイツ松戸 1 0 1 N P O 法人成年後見センターしぐなるあいず 理事長 蒲田 孝代
工事等の名称	松戸市成年後見制度法人後見支援事業委託
工事等の場所	松戸市指定の場所
種 別	業務委託
工事等期間	令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
契約金額	1 0 , 7 1 5 , 7 2 7 円（うち消費税及び地方消費税額 9 7 4 , 1 5 7 円）
工事等の概要	成年後見制度利用促進計画に掲げている、地域連携ネットワーク及び中核機関が担うべき機能である広報機能、相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能、不正防止効果に係る業務
随意契約の理由	本事業を実施する事業者は、成年後見制度等に精通し、成年後見制度等に関する相談支援、市民後見協力員の養成及び活動支援を一貫して担える事業者とすることから、競争入札に適さないため地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約とする。 上記選定業者については、法人後見実施法人であり、平成 23 年度に松戸市から「市民後見推進事業」を受託し、市民後見協力員を養成するとともに、平成 24 年度から市民後見協力員の活動支援に関わっている。 このことから、市民後見協力員の養成及びコーディネートについての経験と実績は、市内において当該事業者のみが有するものであり、委託の要件を十分満たすものとし、松戸市財務規則第 138 条第 1 項第 1 号の規定を適用し当該法人を選定し見積もりを徴します。